

株式会社サインポスト倫理委員会規程

(目的)

第1条 株式会社サインポスト（以下、「当社」という）は、当社の活動が、適切な倫理的配慮を持ち、かつ我が国の個人情報保護法など関連法規に則り行われることを目的として、倫理委員会を設置するものとする。

(責務)

第2条 倫理委員会は、前条の目的のため、当社の活動の適否などについて、倫理的観点とともに科学的観点も含めて審議し、代表取締役に対して文書により意見を述べなければならない。

- 2 倫理委員会は、実施中の活動に関してその活動の変更、中止その他必要と認める事項を代表取締役に対して文書により意見を述べることができる。
- 3 代表取締役は、前2項の意見を取締役に報告し、必要な措置を講じるものとする。
- 4 倫理委員会の委員は職務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様とする。

(委員の構成および任期)

第3条 委員長は、社外の有識者から、取締役会の決議に基づき代表取締役が委嘱する。

- 2 委員は若干名をもって構成し、副委員長および委員は委員長が次の各号に基づき推薦し、代表取締役が委嘱する。
 - (1) 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者から構成されなければならない。
 - (2) 委員会の過半数は外部委員で構成されなければならない。
 - (3) 外部委員の半数以上は、人文・社会科学面又は一般の立場でなければならない。
 - (4) 委員は男女両性で構成されなければならない。なお、以下のものは一般の立場の外部委員となることができない。
 1. 当社の役員または従業員およびその家族・親族
 2. 当社の取引先その他当社の事業活動につき利害関係を有する者
 3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員の生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長などの職務)

第4条 委員長は、会務を統括し、その議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できない場合は、その職務を

代行する。

(運営)

第5条 委員会は、代表取締役の要請に基づき、委員長が必要に応じ6ヵ月に1度程度招集する。ただし、委員により開催の必要性が認められた場合は、これら委員の要請に基づき、委員長の招集により開催することができる。

- 2 委員会は委員3分の2以上の出席で成立する。但し、出席者の過半数は外部委員でなければならない。
- 3 社内委員は自己の活動が関係する事項について採決に関わるできない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 倫理委員会事務局（以下事務局）を当社内に設置し、事務的手続きは事務局が行うものとする。

(審議手順)

第6条 倫理指針内に定める当社の活動にかかわる社内責任者（以下「活動責任者」という。）は、当該活動に係る資料をもとに、別に定める様式により、代表取締役に対して審議の申請を行うものとする。代表取締役は、当該申請に基づき、委員会の開催日の10日前を目処に、別に定める様式により、委員長に対して、その審議を申請するものとする。

- 2 活動責任者は委員長の求めに応じて委員会に出席し、説明及び意見を述べるものとする。

(審議結果及び審議記録)

第7条 審議の決定は、原則として、出席委員全員の合意に基づくものとし、委員長が委員の意見をまとめ、次の各号のいずれかの表示により行う。ただし、審議において出席委員全員の合意が得られなかった場合、委員長は審議において指摘された意見を明記して、代表取締役に意見を述べるものとする。

- (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 2 委員長は、審議の結果を審議結果報告書に記載し、代表取締役に対して、文書により通知する。代表取締役は、速やかに活動責任者にこれを通知する。
 - 3 事務局は本委員会の審議及び決議事項等を記した議事録を作成し5年間保存する。

(異議申立て)

第8条 活動責任者及び代表取締役は、委員会の決定につき異議のある場合には、異議申立書に必要事項を記入し、異議の根拠となる資料を添付のうえ、委員会に再審議を申請することができる。

- 2 異議申立ては、審議結果の通知を受けたときから14日以内に行わなければならない。
- 3 異議申立書を受理した委員会は、審議申請書と異議申立書をもとに再審議を行うものとする。
- 4 委員長は、再審議の結果を審議結果報告書にまとめ、代表取締役に対して、文書により通知する。代表取締役は、速やかに活動責任者にこれを通知する。
- 5 活動責任者及び代表取締役は、再審議の結果に対する再度の異議申立てをすることはできない。

(迅速審議)

第9条 倫理委員会の審議が至急必要な事案があり、かつ倫理委員会の緊急開催が困難な場合、委員長は委員に順次議案を持ちまわり意見を求め、委員長において審議の決定を行うことができる(以下、当該審議方法を、「迅速審議手続」という)。

- 2 委員長は、迅速審議手続による審議結果を、委員に報告することを要し、代表取締役を通して活動責任者に通知しなければならない。
- 3 迅速審議手続の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて委員会における審議を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について審議しなければならない。

(不測の対応)

第10条 活動責任者は活動を通して個人などに生じた重大な不利益が発生した場合には、速やかに代表取締役を通して委員長及び委員に報告しなければならない。

- 2 前項の報告がなされた場合、委員長は必要に応じ、緊急倫理委員会の開催の必要性を検討し、適宜委員会を開催する。
- 3 緊急委員会の開催が困難とされる場合には、前条の迅速審議手続を準用するものとする。

(活動の報告)

第11条 活動責任者は、委員長の要請に応じてその活動を委員会に報告しなければならない。

- 2 委員長は、活動責任者に対し、定期的に（1年に1回以上を目処とする）、または必要があると判断した場合にはその都度、活動の実施状況を報告させるものとする。

（公表）

- 第12条 倫理委員会議事録及び関連資料等は、その概要を公開する。ただし公開することによって、関係者、その家族の人権、活動の独創性又は知的財産権の保護に支障を生ずるおそれがあると委員会又は当社が認めるときは、当該部分を非公開とすることができる。
- 2 委員会の構成、委員の氏名、所属及びその立場などの委員会組織に関する事項、運営に関する規則等はこれを公開するものとする。

（軽微な変更）

- 第13条 倫理委員会決議事項の軽微な内容の変更については倫理委員会での審議の対象外とする。なお、軽微な変更とは直接変更内容が倫理委員会の審議内容及び、サービス提供先に影響を及ぼさない内容のものとし、その判断は代表取締役又は社内委員において行う。

（規程の改正）

- 第14条 この規程を改正するには、倫理委員会において、委員の3分の2以上が出席し、その全員の賛成を得て、当社が行うものとする。

（附則）

1. この規程は、2015年9月1日から施行する。
2. この規程に定めるものの他、この施行にあたって必要な事項及び疑義の解釈は、倫理委員会が別に定める。